

令和 8 年度
第 1 回宮城県環境審議会
循環型社会推進専門委員会議

議事録

令和 8 年 7 月 22 日（水曜日）
午前 10 時から正午まで
宮城県行政庁舎 11 階 第二会議室

1 開 会

○委員の出席状況について説明

- ・ 7名の委員全員が出席していることを報告（小沢委員は遅れて到着）。

○情報公開条例に基づく会議の公開の確認

- ・ 宮城県情報公開条例第19条に基づき、原則として公開で開催することを説明。

○ペーパーレス会議の説明

- ・ 会議資料は原則ペーパーレスとし、タブレットの操作方法について説明。

2 挨 拶

（伊藤副部長）

これまでの2回の会議を通じて、目標値の設定のあり方や、第3期循環計画の中間見直し素案について、専門的な見地から多角的な御助言をいただいたことに感謝申し上げます。皆様からの御助言を踏まえて作成した循環計画の中間案については、令和8年3月26日に開催された環境審議会で進捗状況として報告し、その後パブリックコメントや市町村等への意見照会を実施いたしました。本日は、それらの貴重な御意見について報告するとともに、必要に応じて修正を行った計画の最終案に向けた御審議をお願いいたします。委員の皆様にお集まりいただいたの御審議は本日が最後となりますので、より実効性のある計画とするため、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。

（事務局）

以後の進行は松八重座長に委任します。

3 議 事

（1）中間案に対する意見と対応

（松八重座長）

それでは、進行を務めさせていただきます。皆様、円滑な進行に御協力をお願いいたします。早速ですが、議事（1）「中間案に対する意見と対応」について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

- ・ 資料1～3に基づき説明

○質疑応答

（小沢副座長）

2019年の台風19号の際、東松島市の老朽化した焼却炉の延命や撤去費用は市で賄いましたが、現在使用している焼却炉の延命や撤去については交付金は使えるのでしょうか。

（庄子課長）

令和元年の台風の際、稼働を終了した登米市の焼却炉を延命再稼働し災害対応で活用した事例

があります。解体については承知しておりませんが、施設の更新と廃止の一連の流れの中で行われたと認識しております。新たな環境省の延命化のメニューは、広域化・集約化を見据え、県の計画に沿ったものであれば、施設の性能向上を伴わなくても補修について補助されます。

(齋藤委員)

広域化計画について、市町村の主体的な判断が前提と明記されましたが、県としてどのように同じ方向を向かせるのか、最終的な青写真を描けるかが重要です。平時や発災時において、どういったリスクがあるのかを丁寧に拾い上げることが必要ですが、県の計画と市町村の計画の整合性をどのように図っていくのでしょうか。

(庄子課長)

各圏域ごとにブロック区割りを設定し、これから議論が始まる段階であるため、市町村が抱える課題を丁寧に吸い上げたいと考えております。最終案では、自治体だけでは持ち得ない環境省の情報や齋藤委員の研究のような先進的な取り組みなどを議論の場に挙げながら、方向性を見出していきたいと考えております。まずは先進的な取り組みを各圏域にフィードバックし、柔軟に協議を進めます。また、ごみ処理長期広域化・集約化計画は循環計画の一部として位置づけており、基本的には5年ごとの見直しで市町村の計画と合わせていきますが、環境省の交付金を見据え、循環計画の更新を待たずに柔軟に先行して見直すことも検討しております。

(齋藤委員)

実効性ある計画として進めていただきたいです。市町村からの意見（資料3のNo.4）について、県のデータと市町村の実績値との間に乖離が見られます。整合性を保つべきではないでしょうか。

(三浦課長)

中間案の資料は正しく示されておりましたが、それ以前のやり取りの中で誤ったデータがあり、市町村と齟齬が生じておりました。現在は正しく説明し、市町村にも納得いただいております。

(高橋委員)

資料3のごみ処理広域化について市町村からの意見が多かったと認識しております。また、資料2の環境審議会会長の「県が方針を示し主導していくべき」との意見は重みがあると認識しております。対応欄には、最終的な判断は各市町村に委ねられるとありますが、県が会議を設定し、単に市町村に委ねるのではなく、市町村が主体的に合意できる案に至るまで県が主導し、伴走していただきたいと考えております。

(庄子課長)

市町村が抱える課題に対応していく必要があると認識しております。今回、市町村や一部事務組合と協議を行った際にも、県への期待が大きいことを肌で感じました。県としてもその点をし

っかり認識し、対応していきたいと考えております。

(松八重座長)

環境審議会における熊谷委員の意見と重複しますが、宮城の特徴ある廃棄物（牡蠣殻、漁網、ほや、きのこ等）について、他県の廃棄物と区分けして認識し、効率的な施策を組んでいただきたいと思います。

(三浦課長)

宮城らしさについては、コラムなどのトピック的な内容として、最終案に追記する方向で調整したいと考えております。

(2) 目標値及び指標の確認

(松八重座長)

次に、議事(2)「目標値及び指標の確認」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

- ・資料4に基づき説明

○質疑応答

(小沢委員)

一般廃棄物1人1日当たりのごみ排出量(生活系ごみ)の目標値が据え置きとなっていますが、今後こういった部分を減らすべきと考えているのでしょうか。一般向けに具体的な試算やポイントがあれば教えてください。

(三浦課長)

資料5の概要版にあるとおり、一般ごみの約4分の3が可燃ごみであり、その中に資源化可能な紙、布類、プラスチック類が含まれています。これら可燃ごみに含まれる資源物を減らしていく余地があると考えております。市町村からは新しい取り組みが難しいとの声もあるため、民間企業とのマッチングを図りながら資源化を進めたいと考えております。

(佐藤委員)

可燃ごみの中に紙や布が多いとのことですが、仙台市では布の資源化(アールループ)が始まっており、生協でも回収ボックスを設置しています。使えるものを資源として活用したり寄付したりする取り組みをもっと発信すべきだと考えます。また、宮城県のごみ排出量が多いという現状を県民に知らせることで意識が変わるのではないかと思います。ニュース等でお知らせするなど、効果的な計画はあるのでしょうか。

(三浦課長)

布や紙のリサイクルは難しい部分もありますが、仙台市の取り組みを他市町村にも広げられないか事業者と協議中です。ごみ排出量が多いことの広報については発信力が足りていないと認識しており、3R月間の広告等を出していますがアクセスに繋がっていません。広報の仕方を変えていく必要があり、小学生向けに地元 YouTuber とコラボして家で実践できるような取り組みを試行的に行っています。

(齋藤委員)

災害廃棄物処理計画について、県内35市町村のうち28市町村が策定済みとのことですが、未策定の市町村の理由は把握しているのでしょうか。これから策定する市町村に対しては、県の方針を伝えた上で進めると効率的だと思います。発災時には市町村の境界に関係なく処理が必要になるため、県の方針が重要であると考えます。

(庄子課長)

市町村にとって新たな計画策定はハードルが高いと聞いております。環境省の支援メニューや県のひな型もあり、先行自治体との意見交換も行いながら支援しております。計画期間内には全自治体が策定できる見込みですが、県としても個別支援や広域調整を含め、平時・発災時ともに中心となってしっかり対応していきたいと考えております。

(齋藤委員)

図上訓練等を行っていると思いますが、発災時に実効的に処理を進めるためには県の役割が非常に大きいため、よろしくお願いいたします。

(高橋委員)

資料にある「目標指標を進行管理指標に変更」という表現について、左側の目標値は廃止し、右側の進行管理指標を追加（置き換え）するということでしょうか。それとも並存するのでしょうか。資料5には進行管理指標を記載した方が分かりやすいのではないかと考えます。

(三浦課長)

目標値と進行管理指標は並存します。現行計画にある28項目の「取組指標」を、新たに11項目の「進行管理指標」として名称を改め、整理しました。概要版への記載については工夫いたします。

(松八重座長)

進行管理指標を減らして分かりやすくまとめることには賛成します。しかし、循環経済の推進において、農林水産業等の規格外品の利活用など、県内で特徴的なリサイクルに取り組む熱心な事業者に光が当たるよう、支援が行き届くような見せ方の工夫や項目立てをしておくことが重要

ではないかと考えます。

(三浦課長)

情報発信の仕方については、計画の中で数値として盛り込みづらい面もありますが、特徴ある取り組みを紹介し、発信していくよう努めます。

(3) 宮城県循環型社会形成推進計画（第3期）改定版の最終案

(松八重座長)

次に、議事(3)「宮城県循環型社会形成推進計画（第3期）改定版の最終案」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

- ・資料5、6に基づき説明

○質疑応答

(松八重座長)

食品ロスの定義について、市場に出回った製品の廃棄と、農林水産物の生産段階での規格外品等の廃棄が計画内で混在しているように見えます。数値目標との関係において、これらがどう整理されているのか教えていただきたい。

(山田班長)

食品ロスの定義は「まだ食べられるのに捨てられるもの」ですが、統計上の数値として計上されるのは製造業から外食産業までの排出分のみを計上しております。農林水産物の規格外品等は定義上は含まれるが、数値上は発生していない扱いとなります。

(松八重座長)

統計上の食品ロス削減だけでなく、未利用農林水産物の活用支援など上流側の廃棄削減も重要です。宮城県独自の視点として、全国的な定義に含まれない部分も捉えて取り組んでいることを計画等でアピールすべきだと考えます。

(三浦課長)

県独自の取組として、産業廃棄物税を活用し、未利用資源（規格外の牡蠣など）を用いた商品開発に係る新ビジネスへの支援を現在も行っている。こうした県特有の取り組みをどのようにPRできるか検討していきます。

(齋藤委員)

資料5の第2章(2)一般廃棄物の記載について、「1人1日当たりのごみ排出量は順調に減少しているが、依然全国水準を下回っている」という表現は、実際は全国平均より排出量が多いことを言いたいのだと思いますが、誤解を招く表現になっています。資料6の本文に沿って、「全国

水準に到達していない」等の適切な表現に修正すべきではないかと考えます。

(三浦課長)

表現について悩んでいた部分であり、誤解を招く表現となっているため、適切な表現に修正いたします。

(高橋委員)

第3章の基本理念「持続可能な未来」について、人口減少社会におけるごみ収集や町内会の維持管理、収集運搬事業者の担い手不足が将来的に一層顕在化すると懸念しております。県民や市町村が抱える不安や課題に耳を傾け、基礎自治体とともに対応していただきたいと思います。

(三浦課長)

市町村を回る中で、職員不足や担い手不足の課題は聞いており、基本理念にも持続可能性を盛り込みました。民間やA I・高度分別でできることを進めつつ、ごみ処理は生活に不可欠であるため、市町村と連携してしっかりと対応していきたいと考えております。

(齋藤委員)

資料6の35ページ、各種リサイクル制度の推進における「家電リサイクル法・小型家電リサイクル法」の項目で、図31が小型家電の写真となっており、家電4品目の説明と合致せず誤解を招くため修正してほしいです。また、47ページのヤード法改正（再資源化事業等高度化法）に関する記載を追記した点は非常に良いと思います。一方、モバイルバッテリー等の火災原因について「不燃ごみや資源ごみとして排出された結果」とありますが、不適切な排出区分は自治体によって異なるため、「不適正な分別や区分外への混入」と表現を改めるべきではないでしょうか。

(三浦課長)

写真の差し替えや、リチウムイオン電池の火災原因等の表現については、適切な表現に修正いたします。

(松八重座長)

資料5の3ページ「環境配慮設計」やC Eコマースの推進について、単に物を作るだけでなく、産業間の繋がりや仕組みづくり、ソーシャルデザインも含めて広義に捉えて記載してはどうでしょうか。

また、環境教育・人材育成の面では、学校教育だけでなく、事業者やN P O間を繋ぐ専門人材（コーディネーター）の不足も課題です。

さらに、未利用資源を活用した商品開発支援などにおいて、製品が確実に消費される仕組みづくりが必要であり、開発側だけでなく、コスト高になりがちな環境配慮型の製品を利用する事業者への支援や、使っている人に光が当たる支援も含まれると良いと考えます。

(三浦課長)

環境配慮型の製品の販路拡大等については、グリーン製品の販促支援などの取り組みを盛り込みながら表現を検討します。産業廃棄物税の活用という観点から記載が限定的になっていた部分もありますが、他課で実施している部分も含め、表現を工夫いたします。

(星野委員)

環境配慮設計の推進について、単一企業では限界があり、風上・風下の企業と連携しないと進みづらいです。仕組みづくりそのものに行政が入り込んでもらえると新しいものが生まれ、事業者の可能性も広がると考えます。また、コラムの見せ方について、自社で行っている学校の出前授業なども手ごたえがあります。各事業者が行っている取り組み（CSR等）にフォーカスし、コラムを充実させて先進事例を紹介してほしいと考えます。

(三浦課長)

コラム等での取り組み周知について検討いたします。

(松八重座長)

一事業者だけでなく、協業やサプライチェーンを繋ぐ仕組みづくりの文脈を盛り込むと良いと考えます。申請書を出す際に事業者が参考にできるよう、企業の取り組みメニューに含めてほしいです。

(遠藤委員)

5月に資源循環経済に関する講演会を開き、青森のりんごの皮の残渣を利用して新幹線のヘッドレストカバーやキーホルダー、スリッパ等を製造し成長している企業を呼びました。宮城県でも廃棄物を利用して新たな製品を作る仕組みができると良いと考えます。

(松八重座長)

きのこの菌床を燃やして発電し、売電や農家に買ってもらう事例もあります。うまく繋がると付加価値が上がるため、循環型ビジネスの普及促進を項目立てて含めてほしいです。

(三浦課長)

県内でも様々な廃棄物が出ており、環境産業コーディネーターや産業技術総合センターと連携し、地域資源の活用について材料開発等の成果を出していきたいと考えております。人口減少の中でごみ処理を続けるためにも、企業間が「繋がる」ことは非常に大切であり、協議の場などを通じて支援策を検討していきます。

(星野委員)

当社でもリンゴの皮やコーヒーの搾りかす、工業用でんぶん、賞味期限切れのパスタなどをプラスチックに混ぜる技術があります。企業のニーズはありますが、出来上がったものをどこに売

り込むかが最大の悩みです。次のステップへの支援や、他事業者との共創について力添えをお願いしたいと考えます。

(三浦課長)

どう売っていくかが次の課題であると認識しております。展示会だけでなく、研究会等を通じて支援策を考えていきたいです。

(高橋委員)

サーキュラーエコノミー（ＣＥ）でアップサイクルした製品はコストが高くなりがちであり、付加価値があるものだと県民に理解してもらうことが大切です。ＣＥは広い概念であるため、環境生活部だけでなく産業部門等と幅広く連携し、ＣＥの理念を浸透させるよう普及・啓発に期待したいです。

(三浦課長)

ＣＥという言葉はまだ浸透していないと認識しております。仙台市等とも連携し、普及・浸透に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。

(松八重座長)

３Ｒは広く浸透していますが、ＣＥはリユースやリース等を含め、より広めの視点での普及促進が必要です。

(小沢委員)

商品化におけるデザインの重要性について、岩手県花巻出身の団体（ヘラルボニー）が、描いたデザインと企業を繋ぎ、商品化している事例があります。新しい製品をそういったデザインと組み合わせてＰＲしていく手法があると面白いと考えます。

(松八重座長)

環境配慮設計においては、使う側の視点が非常に重要です。循環素材が入っていなくても、手に取りたいと思えるようなデザインであることが流通の鍵となります。

4 その他

(事務局)

- ・今後の進め方について、本日議論された内容を踏まえて改定版の最終案を調整し、令和８年９月１日に開催される環境審議会へ諮ります。その後、答申を経て県議会へ報告し、計画改定となります。
- ・本日の意見を反映した修正案の確認については、座長に一任とさせていただき、後日皆様に共有いたします。

5 閉 会

- ・ 司会（武田総括）より、審議終了にあたり伊藤副部長から挨拶があると案内。
- ・ 伊藤副部長より、委員の皆様への感謝の言葉と、サーキュラーエコノミーの理念導入や各計画の統合など大幅な修正を伴う議論であったこと、今後も「循環経済への移行で築くみやぎの持続可能な未来」に向けて取り組んでいく決意が述べられ、閉会の挨拶が行われた。
- ・ 司会より、令和8年度第1回宮城県環境審議会循環型社会推進専門委員会議の閉会が宣言された。